

◇表4 製造工程使用禁止物質リスト

No.	物質名	モントリオール議定書 におけるグループ	工程での禁止事項	工程での除外用途
1	特定フロン(CFC)	付属書Aグループ I	最終の製造段階および製 品またはサーキットボード の最終供給段階、部品の 再使用の為の洗浄	・冷凍機・空調等に内蔵される冷媒 ・消火剤 ・輸出入時の検疫燻蒸
2	その他のフロン(CFC)	付属書Bグループ I		
3	四塩化炭素	付属書Bグループ II		
4	1,1,1-トリクロロエタン	付属書Bグループ III		・空調等に内蔵される冷媒 ・電子部品製造工程での使用
5	代替フロン(HCFC)	付属書Cグループ I		

◇表5 製造工程使用禁止物質リスト

No.	物質名	CAS No.
1	トリクロロエチレン(トリクレン)	79-01-6
2	テトラクロロエチレン	127-18-4
3	ジクロロメタン(塩化メチレン)	75-09-2
4	四塩化炭素	56-23-5
5	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
6	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
7	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2
8	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
9	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
10	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6

2015年12月版

・リコーイメージング株式会社独自の物質リストになります。